覚醒剤原料研究者指定申請書

覚醒剤取締法第３０条の５において準用する第４条第２項の規定により、　覚醒剤原料研究者の指定を申請します。

　　年　　月　　日

住　所

氏　名

千葉県知事　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 研究所の所在地及び名称 |  |
| 覚醒剤原料を必要とする研究事項 |  |
| 参考事項 |  |

担当者名

電話番号